

## 流山市工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、流山市工事検査規程第10条に規定する成績評定に関する必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定者)

第2条 工事成績評定（以下「成績評定」という。）を行う者は、検査員、監督員及び工事を担当する係長以上の職にある者（以下「担当係長」という。）とする。

(成績評定の時期)

第3条 成績評定の時期は、検査員にあつては、検査実施のつど、監督員及び担当係長にあつては、工事の完成（一部完成を含む。）のときとする。

2 前項の規定により、監督員及び担当係長は、評定を行ったときは、工事成績評定表（別記第1号様式）を検査を実施する日までに検査員に提出するものとする。

(成績評定の方法)

第4条 成績評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、工事の種類別、請負金額別に、次に掲げる事項により行うものとする。

(1) 土木工事及びこれらに類する工事

ア 請負金額が130万円を超え500万円未満の工事

別紙1-1～1-3「審査項目別運用表（土木工事・小規模）」

イ 請負金額が500万円以上5000万円未満の工事

別紙2-1～2-3「審査項目別運用表（土木工事・中規模）」

ウ 請負金額が5000万円以上の工事

別紙3-1～3-3「審査項目別運用表（土木工事・大規模）」

エ 評定にあたっては、別紙4「施工プロセスのチェックリスト（土木工事）」及び別紙5「記入方法及び留意事項（土木工事）」を考慮するものとする。

(2) 建築工事、設備工事及びこれらに類する工事

ア 別紙6-1～6-3「審査項目別運用表（建築・設備工事）」

イ 評定にあたっては、別紙7「施工プロセスのチェックリスト（建築・設備工事）」を考慮するものとする。

3 「高度技術」、「創意工夫」及び「社会性等」に関して、請負者は工事の実施状況を別記第3号様式により提出できるものとし、提出があった場合は、これを考慮するものとする。

4 手直し工事を指示したときは、手直し前の状況を評定し、手直し後は評定の対象としないものとする。

（評定点の通知）

第5条 評定点は、工事検査結果通知書及び項目別評定点（別記第2号様式）により請負者に通知するものとする。

（成績評定の修正）

第6条 前条の通知をした後に、当該成績評定を修正する必要が判明した場合は、再度成績評定を行い、その結果を請負者に通知するものとする。

（説明請求）

第7条 第5条又は第6条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、工事成績評定結果説明申出書（別記第4号様式）により、その評定点等について説明を求めることができる。

（説明請求に対する回答）

第8条 前条の申出書により説明を求められた場合は、工事成績評定結果説明書（別記第5号様式）により回答するものとする。

（評定点の閲覧）

第9条 評定点は、工事検査結果通知書の写しにより閲覧に供するものとする。

（閲覧の場所）

第10条 閲覧は、工事成績評定閲覧簿（別記第6号様式）に必要事項を記入し、検査担当課において行うものとする。

（閲覧の期間）

第11条 閲覧の期間は、工事検査結果通知書を行った日の属する年度及び翌年度とする。

附 則

この要領は、平成 10 年 12 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。